

2017年11月7日
(平成29年)

指定地域密着型通所介護事業所
指定第1号通所事業所 管理者 様

藤沢市長 鈴木 恒夫

指定地域密着型通所介護事業所及び指定第1号通所事業所における
機能訓練指導員の配置について(通知)

日頃から、本市の介護保険行政につきまして、ご理解ご協力いただき、ありがとうございます。

さて、「藤沢市介護保険指定地域密着型サービスの基準に関する条例(平成25年藤沢市条例第46号)」及び「藤沢市介護予防・日常生活支援総合事業の第1号事業の人員等に関する基準を定める要綱(平成28年7月25日藤沢市要綱)」において、指定地域密着型通所介護及び第1号通所事業を行う事業所には機能訓練指導員()を1以上置くものとされています。

この機能訓練指導員の配置について、これまで本市では、指定(介護予防)通所介護における神奈川県の実施要綱に準じて 有資格の機能訓練指導員の配置が算定要件となっている加算を算定しない場合については、有資格者の配置まで求めない、機能訓練指導員はサービス提供日ごとに配置すること、としていましたが、神奈川県が厚生労働省に確認を行った上で本年5月1日より取扱いを見直したことに伴い、本市においても同様に取扱いの見直しを行うことといたしました。

見直し後については、別紙のとおりといたしますので、必要な人員の配置につきましてよろしくお願いたします。

- ()機能訓練指導員は、・・・理学療法士、作業療養士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者とする。ただし、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。(指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について(平成18年3.31老計発0331004ほか))

以 上

事務担当 福祉健康部介護保険課 総務・給付担当
電話0466-50-3527

藤沢市指定地域密着型通所介護事業所及び藤沢市指定第1号通所事業所
における機能訓練指導員の配置の取り扱いについて

1 「機能訓練指導員 1以上」の取扱い

- (1) 事業所ごとに機能訓練指導員として有資格者（理学療法士、作業療養士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師）を1名以上配置してください。
- (2) 有資格の機能訓練指導員は、サービス提供日ごとに配置しなくても差し支えありません。（各利用者のサービス計画に定められた機能訓練を適切に実施するために必要な人員を必要な時間数、配置してください。）

2 取扱適用開始日

平成30年4月1日

3 その他

本件に関する人員の変更については、変更届を提出する必要はありません。
ただし、事業所に配置者の資格を確認できる書類等を保存しておいてください。
市外に所在する本市指定事業所につきましては、所在地市町村の人員配置の取扱いに従って配置してください。